**令和４年４月から保険料を次のとおり改定いたします。**

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和４年４月1日より施行されることから子ども・子育て支援拡充のため、

①未就学児の区分を新設し、基礎賦課額をこれまでの5,000円（月額）から2,500円に引き下げます。

②未就学児の保険料引き下げの補填および事業運営の財政基盤の強化を図るため、未就学児を除く全ての被保険者の基礎賦課額を引き上げます。

　４月５日口座引落し分より改定後の保険料となりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

**令和4年度 健康保険の保険料**

保険料（月額） 基礎賦課額部分が改定になります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　別 | | 基礎賦課額 | 後期高齢者  支援金 | 介護保険料（満40～64歳） | 後期高齢者  組合員保険料 |
| 第1種組合員（事業主） | | 20,100円 | 6,000円 | 5,200円 | ― |
| 第2種組合員A（従業員・薬剤師） | | 17,600円 | 4,500円 | ― |
| 第2種組合員B（従業員・非薬剤師） | | 14,800円 | ― |
| 第3種組合員（個人会員） | | 19,300円 | 5,600円 | ― |
| 後期高齢者組合員 | | ― | ― | ― | 1,000円 |
| 家族 | 厚生年金加入の満65歳未満 | 14,800円 | 4,500円 | 5,200円 | ― |
| 上記を除く満19歳以上 | 7,500円 | 3,200円 | 4,200円 | ― |
| 6～19歳未満 | 5,100円 | 2,200円 | ― | ― |
| 未就学児（新設） | 2,500円 | ― | ― |